

第146回人口・社会統計部会議事結果

1 日 時 令和6年8月22日（木）～9月3日（火）

2 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、久我 尚子、佐藤 香、富田 敬子

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和、川口 大司

3 議 題 国勢調査の変更について

4 議事の状況

令和6年8月1日（木）に開催した第145回人口・社会統計部会において、「諮問第185号 国勢調査の変更について」の審議を行った結果、郵送配布の導入に係る変更を除き、審議がおおむね終了したが、郵送配布の導入については、令和7年国勢調査第3次試験調査の結果を受けて審議が必要であることから、9月18日（水）に開催が予定されている人口・社会統計部会において審議することとされた。

これを踏まえ、津谷部会長において、今後の審議日程も勘案し、効率的に部会審議を進めるため、9月18日（水）に開催する部会（第147回）に先立って、「統計委員会運営規則」（平成19年10月5日統計委員会決定）第7条第2項の規定に基づく書面による部会（第146回）を行い、第144回及び第145回の審議内容の範囲で作成した答申案についての質問・意見をあらかじめ求めることとされた。

当該答申案に対する部会所属委員等から提出された意見・質問及び現時点における事務局の回答をとりまとめた結果は、別添のとおり。

なお、意見・質問を踏まえて修正した答申案の最終的な取りまとめは、第147回人口・社会統計部会にて審議する。

以上

第146回人口・社会統計部会（国勢調査の変更について） 配布資料の内容に関する御質問・御意見及び事務局から回答

委員等お名前	久我 尚子
--------	-------

(注)「ページ」は、書面審議開始時に送付した答申案のページを指します。

ページ	御質問・御意見	事務局からの回答
P.1 1(2)-ア -(ア)	<p>日本が抱える構造的な課題である人口減少や少子高齢化の状況を把握する上で、若年層の人口流出をはじめとする人口移動に関わるデータは非常に重要であり、今回の変更は他統計で代替されない貴重なデータを継続的に把握するために妥当であると考えます。</p> <p>一方で、これらのデータの利活用の状況についても引き続き十分に把握する必要があります。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>データの利活用状況の把握は、調査実施者における基本的な対応として、引き続き行われるものと考えています。</p>
P.2 1(2)-ア -(イ)	<p>調査員の負担軽減と回答精度の向上につながるとともに、回答者にとっても支障のないことが確認されており、変更は妥当と考えます。</p> <p>今後とも調査実施の効率性や精度を高めていく上で、引き続き、調査実施時に自治体等からの要望を丁寧に把握する必要があります。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>自治体等からの要望把握は、調査実施者における基本的な対応として、引き続き行われるものと考えています。</p>
P.4 1(2)-ウ	<p>前回調査で生じた課題を解消する上で、事前の調査も踏まえ、改善につながる変更と考えます。</p> <p>一方で調査実施後は、今回の変更による効果分析も丁寧に実施する必要があります。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>調査の実施状況の分析と改善方策の検討は、調査実施者における基本的な対応として、引き続き行われるものと考えています。</p>

委員等お名前	佐藤 香
--------	------

(注)「ページ」は、書面審議開始時に送付した答申案のページを指します。

ページ	御質問・御意見	事務局からの回答
7 ページ 7 行目	「同様の対応を実施予定」 文末に句点がありませんが、問題ないでしょうか。 8 ページ イ ①②の文末も同様です。 6 ページ イ i) ii) iii) の文末も同様ですが、こちらはそれほど気になりませんでした。	御意見ありがとうございます。 体言止めの文章については、読点を付さないという整理の結果と御理解いただけたらと存じます。
7 ページ 1 (2) - イ - ②	「現場での柔軟・迅速な対応に支障がある」との記述がありますが、どのような支障が生じたのか、もう少し具体的に記述したほうがよいのではないのでしょうか。	御意見ありがとうございます。 御意見を踏まえ、文案修正について部会長とも御相談し、9月18日の部会で改めて審議いただきます。

委員等お名前	宇南山 卓
--------	-------

(注)「ページ」は、書面審議開始時に送付した答申案のページを指します。

ページ	御質問・御意見	事務局からの回答
8	「3 今後の課題」において、部会の審議中にも指摘をさせていただきましたが、簡易調査年の位置付けについて検討いただければと思います。特に、学歴の情報を簡易調査年には調査できないかと考えています。オンライン調査が一般化すれば調査票の制約も弱くなると考えられるため、検討の余地はあると考えています。2030年調査は大規模調査であることから実質的には2035年までは猶予があるところでもあり、簡易調査と大規模調査での調査事項の分担や、そもそも簡易調査とすること自体の是非を検討いただきたいと思います。	御意見ありがとうございます。 御意見を踏まえ、文案修正について部会長とも御相談し、9月18日の部会で改めて審議いただきます。 なお、「今後の課題」の文章化に当たっては、国勢調査が、統計法において10年ごとに行い、中間年に簡易調査を行うこととされていることも踏まえて検討させていただきます。

委員等お名前	加藤 久和
--------	-------

(注)「ページ」は、書面審議開始時に送付した答申案のページを指します。

ページ	御質問・御意見	事務局からの回答
7～8	<p>「国勢調査の変更について」の答申(案)については、審議結果のとおりで問題ないとする。</p> <p>なお、オートロックマンションや昼間不在世帯の増加に対する対応を継続的に進めるとともに、今後の課題にも記載されているように、オンライン回答の一層の促進を図る必要があると考える。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>御指摘の対応は、調査実施者における基本的な対応として、引き続き行われるものと考えています。</p>